

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称：05 医学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>                      1 教育水準                      2 教育内容</p> <p><b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b>                      「上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。」</p> <p><b>【申立内容】</b>                      段階判定の再考をお願いしたい。</p> <p><b>【理由】</b>                      「教育課程の編成」については、教養教育等におけるモデル・コア・カリキュラムの活用、3年次に臓器別基礎臨床統合コースの実施、チュートリアル教育の導入、臨床実習の早期開始、専門科目での統合特別講義に加えて、全国に先駆けてスチューデントドクター制の導入等により、臨床能力の強化を目指しているところである。                      スチューデントドクターは、学生のモチベーションを高めるとともに医行為を行う学生の質を保証するために、山形大学医学部が臨床実習の改善充実のため平成20年度から全国に先駆けて新たに導入した制度であり、顕著な変化としてお認めいただきたい。</p>	<p><b>【対応】</b>                      原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b>                      取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称：05 医学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>                      I 教育水準                      3. 教育方法</p> <p><b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b>                      「上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。」</p> <p><b>【申立内容】</b>                      段階判定の再考をお願いしたい。</p> <p><b>【理由】</b>                      「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、授業に早期医学体験学習、チュートリアル教育、研究室研修、体験型臨床実習に加えて、臨床実習の改善充実のためにスチューデントドクター制の導入とともに医行為ガイドラインの改善の実施等を組み合わせ、授業内容の理解を深めるための指導法の工夫を行っているところである。                      医行為ガイドラインの見直しは、平成3年の臨床実習検討委員会最終報告をより実効性のあるものとするために、山形大学医学部が臨床実習の改善充実のために見直しを実施し、連動してスチューデントドクター制の導入を行った。学生の自覚と責任を促すばかりではなく、可能な範囲において医行為を積極的に取り入れることで診療参加型の臨床実習の安定化を図るとともに医行為を行う学生の質を保証するものであり、更には実践型の医師養成にも寄与すると確信しており、顕著な変化としてお認めいただきたい。</p>	<p><b>【対応】</b>                      原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b>                      取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>